

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、同社C店において調理担当として就労していたところ、平成○年○月○日、事業場内のキッチンにおいて包丁により誤って自分の左手示指を切り、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月○日、D病院に受診し、「左示指切傷」と診断され、療養の結果、同年○月○日治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には、既に同一系列に属する神経系統の障害として障害等級第14級に該当する障害（以下「既存障害」という。）があり、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由として、左手示指に残存する神経症状が障害等級14級を超える障害等級に該当する旨主張するため、以下検討する。

(1) E医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「障害の部位は左手示指抹消、障害の状態の詳細については左手示指瘢痕、しびれ、感覚低下」と述べ、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「可動域は健側に比べ多少の制限は認めるものの、障害には該当しない。示指橈側に知覚鈍麻を認める。左手示指に神経症状を認める。」と述べている。

(2) 当審査会としても、請求人の主張を踏まえ、改めて上記医師の所見を含め一件記録を精査したが、請求人の左手示指に残存する神経症状が障害等級第14級を超える障害等級に該当すると判断し得る理由を見いだすことはできない。

よって、当審査会としても、請求人の左手示指に残存する神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(3) なお、請求人は、平成○年○月○日に発生した通勤中の交通事故により、腰部に残存する神経症状として、既に障害等級第14級の9と認定されているため、併合の方法を用いて障害等級準用第14級と認められるが、既存の障害について認定された障害等級を超えないことから加重障害には該当しない。

3 以上のとおりであるから、請求人に本件災害により残存する障害は障害等級14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。